令和6年度 **保護者のみなさんへ補助金のお知らせ** 新宿区

私立幼稚園、国立大学附属幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設に通園する園児 (満3歳児・3歳児(年少)・4歳児(年中)・5歳児(年長))とともに新宿区に住所(住民登録を していること)がある保護者が補助対象となります。

1. 補助金の内容について

- (1)保育料に対する補助金
 - ①施設等利用費(保育料分)・・・・・国の幼児教育・保育の無償化に対する給付
 - ②保育料補助金・・・・・施設等利用費に上乗せする東京都及び新宿区の補助金
 - ※ 補助金額は別紙「令和6年度 補助金額一覧表」参照
- (2)入園料に対する補助金……上限 80,000 円
- (3)預かり保育料に対する補助金
 - ①施設等利用費(預かり保育料分)・・・・・日額上限 450 円かつ月額上限 11,300 円
 - ※ 区から施設等利用給付第2・3号認定(保育の必要性の認定)を受けた方が対象
 - ②満3歳児預かり保育料補助金・・・・日額上限 450 円
 - ※ 区から第2子以降の満3歳児の保育の必要性の確認を受けた住民税所得割課税 世帯が対象

2. 通園する施設に応じた申請可能補助金早見表

通園する施設	子ども・子育て 支援新制度 移行園	子ども・子育て 支援新制度 未移行園	国立大学附属幼稚園	東京都認定の 幼稚園 類似施設	インターナショ ナルスクール (認可外 保育施設 等)
①施設等利用費 (保育料分)	×	0	0	×	×
②保育料補助金	0	0	×	0	×
③入園料補助金	0	0	×	0	×
④施設等利用費	Δ	Δ	Δ		
(預かり保育料分)	※施設等利用給付	※施設等利用給付	※施設等利用給付	×	×
	第2・3号認定のみ	第2・3号認定のみ	第2・3号認定のみ		
⑤満3歳児預かり	Δ	Δ	Δ	Δ	
保育料補助金	※保育の必要性の	※保育の必要性の	※保育の必要性の	※保育の必要性の	×
	確認を受けた方	確認を受けた方	確認を受けた方	確認を受けた方	
	のみ	のみ	のみ	のみ	

3. 申請について

「施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)」1枚で全ての補助金が申請可能です。

一斉申請期間	申請期限	申請書提出方法	
		原則、通園する	
<u>令和6年7月1日(月)</u>	<u>令和7年3月31日(月)厳守</u>	私立幼稚園等を通じて提出	
~令和6年7月 22 日(月)	※令和7年4月1日(火)以降		
	の申請は一切受付できませ	※新宿区教育委員会事務局学校運営課	
※一斉申請期間を過ぎても申請を	$harpha_{\circ}$	幼稚園係へ直接提出することも可能	
受け付けますが、補助金の交付時		(窓口·郵送可)	
期は遅れますので、ご了承ください。		※郵送の場合、未着などの責任は負いか	
		ねますので、あらかじめご了承ください。	

4. 必要書類

いずれの補助金を申請する場合も、「施設等利用費交付請求書及び新宿区私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書(第1号様式)」をご提出ください。

≪以下の書類は必要に応じてご提出ください。≫

【保育料補助金】

- ①令和5年1月2日以降に新宿区へ転入した方
 - ⇒令和5年度特別区(市町村)民税(非)課税証明書
- ②令和6年1月2日以降に新宿区へ転入した方/単身赴任等で新宿区外に居住している保護者の方
 - ⇒(ア)令和5年度特別区(市町村)民税(非)課税証明書
 - (イ)令和6年度特別区(市町村)民税(非)課税証明書
 - ※税情報を個人番号(マイナンバー)を利用して新宿区が職権により収集することを承諾する場合は、上記書類の提出を省略することができます。その場合は、申請書(第1号様式)の「⑦保護者チェック欄 ア」にチェック(②を記入してください。
 - ※特別区(市町村)民税額を、最大の所得の基準(子ども・子育て支援新制度移行園は第8区分、子ども・子育て支援新制度未移行園及び東京都認定の幼稚園類似施設は第7区分)で判定されることを承諾する場合は、上記書類の提出を省略することができます。その場合は、申請書(第1号様式)の「⑦保護者チェック欄 イ」にチェック(②を記入してください。

【施設等利用費(預かり保育料分)】

- ◎施設等利用給付第2·3号認定の方で、
 - 一時保育や認可外保育施設等の利用料分を申請される方
- ⇒領収証兼特定子ども子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)

【満3歳児預かり保育料補助金】

- 保育の必要性の確認申請書及び申請要件に応じた必要書類(就労証明書等)
- ※場合によって特別区(市町村)民税(非)課税証明書が必要になる場合があります。その場合は新宿区からご連絡させていただきます。

5. 注意事項

- ① 生活保護等受給世帯及びひとり親世帯等として申請する場合は、新宿区へご連絡ください。個人番号 (マイナンバー)の利用により関係情報を確認させていただきます。新宿区が職権により個人番号を収集し、関係情報を確認することを承諾する場合は、申請書裏面の「⑦保護者チェック欄 ア」にチェック(図)してください。(承諾がない場合等は、別途書類の提出をお願いする場合があります。)
- ② 「令和6年度 補助金額一覧表(◎ひとり親世帯等について)」に記載の要件(②~⑥)をご確認いただき、該当する要件がある場合には、新宿区へご連絡ください。(項番8「お問合せ先」参照)
- ③ 未申告等で令和5年度及び令和6年度特別区(市町村)民税額が確定していない場合は、原則保育料補助金及び満3歳児預かり保育料補助金を交付できません。
- ④ 年度の途中で入・退園したとき、又は新宿区に転出入したときは、保育料補助金は日割りした金額になります。
- ⑤ 年度の途中で退園又は新宿区外へ転出したときは、交付した補助金の一部を返還していただく場合があります。必ず保護者の方が新宿区(項番8「お問合せ先」)までご連絡ください。
- ⑥ 補助対象や金額等については、変更となる場合があります。

6. 交付(振込)時期 ※一斉申請期間内に申請受付が完了した場合

	第1期	第2期	第3期
支給対象月	4~8月分	9~12月分	1~3月分
交付(振込)時期	10 月末	2月末	5月末

- ① 入園料補助金は、第1期に交付します。
- ② 申請が一斉申請期間に間に合わなかった場合は、第2期以降の支給になる場合があります。
- ③ 第2期及び第3期に認可外保育施設等を利用した場合の「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書」 の提出は別途依頼します。
- ④ 年度の途中で入退園したときや新宿区に転出入したときの日割り交付は、<u>手続きの都合上、上記より遅</u>れますのでご了承ください。
- ⑤ 園が代理受領を実施する場合、別途保護者へ通知します。

7. 施設等利用費(預かり保育料) 算出方法

(1)私立幼稚園の預かり保育の利用料

「施設等利用給付第2・3号認定」を受けた保護者の方が対象です。

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

- ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額
- イ 預かり保育を利用した日数×450円

例: 月に預かり保育を 15 日利用し、その利用料として 9,000 円を支払った場合

- ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額→9.000円
- イ 預かり保育を利用した日数×450円→15 日×450円=6.750円
- ⇒アとイを比較して低い金額となる6,750円が補助金額となります。

(2)認可外保育施設等(※)の利用

「保育の必要性の認定」を受けた保護者の方で、在籍している私立幼稚園で預かり保育の提供時間が少ない場合(平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含め8時間未満又は年間提供日数が200日未満)は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合、補助対象となるかは各幼稚園に確認してください。この場合の補助金額は11,300円から「(1)私立幼稚園の預かり保育の利用料」を差し引いた額になります。

申請する場合は、ご自身でご利用施設に「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)」の作成を依頼し、受け取ってください。「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)」の様式は本通知と一緒にお配りしています。受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)(第4号様式)」は私立幼稚園へ提出するか新宿区へ直接ご提出ください。

※ 認可外保育施設、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業

8. お問合せ先

新宿区教育委員会事務局学校運営課 幼稚園係 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1(区役所第一分庁舎 4 階) 電話 03-5273-3103(直通) FAX 03-5273-3580